

一般社団法人 東京電業協会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人東京電業協会（以下「本会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を東京都港区に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、電気工事に関する諸問題について調査研究し、経営の合理化及び技術の向上を図り、電気工事業の健全な進歩発展を推進することにより公共の福祉増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 分離発注の推進及び適正で合理的な入札契約制度に関する調査研究
- (2) 電気工事技術に関する総合的調査研究
- (3) 電気工事業に関する合理化の調査研究
- (4) 電気工事業に関する資料の収集並びに資材、器具及び工具の調査研究
- (5) 安全衛生及び環境保全に関する調査研究
- (6) 人材の確保及び育成に関する調査研究
- (7) 官公庁その他関係機関に対する要望及び諮問に対する答申
- (8) 本会の調査研究発表及び普及並びに雑誌図書その他出版物の刊行
- (9) 講演会、講習会、見学会、視察等の開催
- (10) 会館の維持、管理
- (11) 体育競技及びレクリエーション等の開催並びに業界功労者、優良従業員の表彰
- (12) その他本会の目的達成に必要な事業

2 前項の事業は、東京都において行う。

第3章 会員及び会費

(会員)

第5条 本会に、次の会員を置く。

- (1) 通常会員 本会の目的に賛同して入会した電気工事業者で建設業法の許可を受け引き続き電気工事業を主として営業する者
- (2) 賛助会員 本会の事業に協力する者
- (3) 特別会員 電気工事に関する学識経験があり、本会の目的に賛同する者

2 前項の会員のうち通常会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

（会員資格の取得）

第6条 本会の会員となろうとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を得なければならない。

（入会金及び会費）

第7条 通常会員及び賛助会員として入会を承認された者は、本会の活動に必要な経費に充てるため、総会において別に定めるところにより入会金及び会費を納めなければならない。ただし、賛助会員については入会金の納付を要しない。

2 特別会員は、入会金及び会費の納付を要しない。

3 入会等に関して必要な事項は、理事会の決議を経て会長が細則に定める。

（任意退会）

第8条 会員は、退会届を会長に提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

（除名）

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合は、総会において総通常会員の半数以上であって、総通常会員の議決権の3分の2以上の決議によって、その会員を除名することができる。

(1) 本会の定款に違反したとき。

(2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に違反する行為をしたとき。

(3) その他除名すべき正当な理由があるとき。

2 会員を除名しようとするときは、その会員に対し、総会において弁明の機会を与えなければならない。

（会員資格の喪失）

第10条 前2条のほか、会員は、次の各号のいずれかに該当する場合は、会員資格を喪失する。

(1) 第5条第1項第1号に定める要件に該当しなくなったとき。

(2) 死亡又は解散若しくはこれに類する事実の生じたとき。

(3) 会費を6ヶ月以上滞納し、かつ、催告に応じないとき。

（抛出金品の不返還）

第11条 会員資格を喪失した者は、既納の入会金、会費及び本会の資産について何ら請求をすることができない。

第4章 総会

（構成）

第12条 総会は、すべての通常会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般法人法上の社員総会とする。

（権限）

第13条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬額及び費用に関する規程
- (4) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項
(種類及び開催)

第14条 総会は、定時総会及び臨時総会とする。

2 定時総会は、毎年5月に開催する。

3 臨時総会は、次の場合に開催する。

- (1) 理事会が招集の必要を認めたとき。
- (2) 総通常会員の議決権5分の1以上を有する通常会員から、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して総会の招集の請求があったとき。

(招集)

第15条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総会を招集するときは、総会の日時、場所及び目的である事項を記載した書面又は電磁的方法によって、開催の1週間前までに通知しなければならない。ただし、総会に出席できない通常会員が書面又は電磁的方法によって議決権を行使できることとするときは、2週間前までに通知しなければならない。

3 総会として必要な事項は、理事会の決議を経て会長が細則に定める。

(議長)

第16条 総会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長に事故があるときは、あらかじめ理事会で定めた順序により、他の理事がこれに当たる。

(議決権)

第17条 総会における議決権は、通常会員1会員につき1個とする。

(決議)

第18条 総会の決議は、総通常会員の議決権の過半数を有する通常会員が出席し、出席した当該通常会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総通常会員の議決権の過半数を有する通常会員が出席し、総通常会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

- 3 総会に出席できない通常会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法によって議決権を行使し、又は他の出席する通常会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合、書面又は電磁的方法で議決権を行使した通常会員又は議決権の行使を委任した通常会員は総会に出席したものとみなす。

(議事録)

- 第19条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 議長及び議長が出席した通常会員の中から指名する2名の議事録署名人は前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員

(役員を設置)

第20条 本会に次の役員を置く。

- (1) 理事 20名以上32名以内
 - (2) 監事 2名以上3名以内
- 2 理事のうち、1名を会長、2名以上5名以内を副会長、5名以上12名以内を常任理事とし、1名を専務理事又は常務理事とすることができる。
 - 3 会長をもって一般法人法上の代表理事とし、専務理事又は常務理事をもって一般法人法上の業務執行理事とする。
 - 4 役員に関して必要な事項は、理事会の決議を経て会長が細則に定める。

(役員を選任)

第21条 理事及び監事は、通常会員の中から、総会の決議によって選任する。ただし、理事のうち2名、監事のうち1名は、通常会員以外の者から選任することができる。

- 2 会長、副会長、常任理事、専務理事又は常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第22条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本会を代表し、その業務を執行する。
- 3 副会長は、会長を補佐する。
- 4 常任理事は、会長、副会長を補佐し、本会運営の基本的事項について協議する。
- 5 専務理事又は常務理事は、会長の命を受けて業務を分担執行する。
- 6 会長、専務理事又は常務理事は、3か月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報

告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

3 監事は、総会及び理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

(役員任期等)

第24条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 補欠又は増員により選任された理事の任期は、前任者又は現任者の任期の満了する時までとする。

3 補欠として選任された監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第20条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第25条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第26条 役員は、無報酬とする。ただし、常勤の役員には報酬を支給できるものとする。

2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

3 役員の報酬及び費用に関して必要な事項は、総会の決議により別に定める。

(責任の一部免除)

第27条 本会は、役員一般法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任賠償額を控除して得た額を限度として免除することができる。

第6章 理事会

(構成)

第28条 本会に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第29条 理事会は、次の職務を行う。

(1) 本会の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 第21条第2項に定める理事の選定及び解職

(招集)

第30条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

3 理事会に関して必要な事項は、理事会の決議を経て会長が細則に定める。

(議長)

第31条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、他の理事がこれに当たる。

(決議)

第32条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第33条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 常任理事会

(構成及び権限)

第34条 会長、副会長、常任理事、専務理事又は常務理事は、常任理事会を構成し、本会運営の基本的事項のうち理事会の決議に基づき委任された事項を処理する。

2 常任理事会に関して必要な事項は、理事会の決議を経て会長が細則に定める。

第8章 委員会及び事務局

(委員会)

第35条 本会の事業を行うため、必要に応じ理事会の決議を経て委員会を設けることができる。

2 委員会の組織及び運営に関する事項は、理事会の決議を経て会長が別に定める。

(事務局)

第36条 本会の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局に事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長は、理事会の決議を経て会長が任免する。

4 事務局の組織及び運営に関する事項は、理事会の決議を経て会長が別に定める。

第9章 資産及び会計

(資産の構成)

第37条 本会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 会費及び入会金
- (3) 寄付金品
- (4) 資産から生ずる収入
- (5) 事業に伴う収入

(6) その他の収入

(事業年度)

第38条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(資産の管理)

第39条 本会の資産の管理は、会長が行うものとし、その方法は、理事会の決議を経て会長が別に定める。

(経費の支弁)

第40条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

(事業計画及び収支予算)

第41条 本会の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を経て、定時総会に報告するものとする。これを変更する場合も、同様とする。

(事業報告及び決算)

第42条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告書

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 正味財産増減計算書

(5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金)

第43条 本会は、剰余金の分配を行うことができない。

第10章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第44条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第45条 本会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第46条 本会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第11章 公告の方法

(公告の方法)

第47条 本会の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第12章 補則

(委任)

第48条 この定款の施行に必要な事項は、会長が細則に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 本会の最初の代表理事は、井上健とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等にて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第38条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。